

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律案 参照条文 目次

- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）…………… 1
- 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基  
本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）（抄）…………… 1
- デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）（抄）…………… 2
- 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（抄）…………… 2

○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）  
（情報システム整備計画）

第四条 政府は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システム（次条第四項を除き、以下単に「情報システム」という。）の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画（以下「情報システム整備計画」という。）を作成しなければならない。

255 （略）

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

256 （略）

○ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）（抄）

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正）

第二条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 その他の施策（第十二条・第十三条）」を「第四節 特定法人事項変更届出に関する特例（第十二条―第十四条）」に、

「第十四条・第十五条」を「第十七条・第十八条」に、  
「第四章 情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策（第十六条・第十七条）」

第五章 雑則（第十八条―第二十一条）

「第四章 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の推進に関する施策（第十九条・第二十条）」

を「第五章 情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策（第二十一条・第二十二条）」

第六章 雑則（第二十三条―第二十六条）」

（略）

第五条第三項中「事務」の下に「について」を加える。

第二十一条を第二十六条とし、第二十条を第二十五条とし、第十九条を第二十四条とし、第十八条の前の見出しを削り、同条を第二十三条とし、同条の前面に出しとして「(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)」を付する。

(略)

第四章中第十七条を第二十二條とし、第十六条を第二十一條とし、同章を第五章とする。

(略)

#### 附 則

(デジタル庁設置法の一部改正)

第十三条 デジタル庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同項第四号中「及び同条第十五項」を「、同条第八項に規定するカード代替電磁的記録及び同条第十六項」に改め、同項第十三号中「第四条第二項第五号ロ」を「第四条第二項第五号ハ」に改め、同項中第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第十三条第三項の規定による情報交換システムの整備及び管理に関すること。

(復興庁設置法の一部改正)

第十四条 復興庁設置法(平成二十三年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五百一十一号)の項中「第二十条」を「第二十条五」に改める。

○ デジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号) (抄)

(所掌事務)

第四条 (略)

2 デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十三 (略)

○ 復興庁設置法(平成二十三年法律第二百二十五号) (抄)

#### 附 則

(他の法律の適用の特例)

第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）	第二十条	又は各省	、復興庁又は各省
(略)	(略)	又は省令	、復興庁令又は省令
(略)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)